

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 11 月 22 日提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。